

不動産等の最高価申込者決定の公告

一宮市告示第 260 号
令和 7 年 5 月 21 日

一宮市長 中野 正康

下記のとおり換価財産の最高価申込者を決定しました。国税徴収法第 106 条第 2 項及び第 3 項の規定により公告します。なお、下記換価財産は、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

換 価 財 産		最高価申込 価 額	最高価申込者の 氏名（名称）
名称その他	数量		
(土地の表示) 所 在 一宮市大和町氏永字北山 地 番 8 番 2 地 目 雑種地 地 積 998.00 m ²	1	8,360,000 円	有限会社タート ル 2 1
最高価申込者決定の年月日		令和 7 年 5 月 20 日	
売却 決定	日 時		場 所
	令和 7 年 6 月 10 日 午後 2 時		一宮市役所 本庁舎 3 階 財務部納税課